



## お知らせ

記者発表資料	平成26年11月10日
配布日時	15:30

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ  
鳥取県政記者会  
島根県政記者会  
岡山県政記者会  
広島県政記者クラブ  
山口県政記者会  
山口県政記者クラブ  
山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省中国地方整備局は、別紙のとおり監督処分を行ったので、お知らせします。

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

### 【担当】

建政部 建設業適正契約推進官 とく やま あき ひろ 徳 山 明 弘 （内線6119）

建政部 計画・建設産業課長 さ とう あつし 佐 藤 篤 （内線6121）

### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官 さ か も と し げ ゆ き 坂 本 繁 幸 （内線2117）

企画部 環境調整官 た お か ず な り 田 尾 和 也 （内線3114）

平成26年11月10日

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省中国地方整備局長は、株式会社大本組に対し、本日11月10日下記のとおり建設業法に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 被処分者の会社概要

株式会社大本組

本店：岡山県岡山市北区内山下1-1-13  
代表者：大本 万平  
許可：国土交通大臣（特-24）第2646号  
土、建、大、左、と、石、屋、電、管、タ、鋼、筋、ほ、し、板、  
ガ、塗、防、内、園、具、水  
資本金：5,296,100千円

### 2. 処分理由

同社は、岡山市北区下石井一丁目18番1のイオンモール岡山建築工事において、地下二階躯体工事の工区主任者であった従業員が、支柱の高さが3.5メートル以上である型枠支保工の主要構造物部分である支柱を変更使用するにあたり、その変更届を当該工事の開始の日である平成25年11月23日の30日前までに岡山労働基準監督署に届けなかった。

同工事現場において、型枠支保工の主要構成部分である支柱を変更した結果、地下1階の床のコンクリートの打設中に型枠が崩壊し、下請の労働者5名が約5メートル下の地下2階に転落し、1名は右下腿挫創を負い、他の4名は打撲傷を負う重大事故が発生した。

労働安全衛生法に基づく計画の変更届を提出しなかったことは、労働安全衛生法に違反するとして、平成26年5月29日岡山簡易裁判所から、同社および同社従業員に対して、罰金各20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

### 3. 処分内容

#### 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

注)「指示」とは建設業者に建設業法に違反する事実があった場合に、その法令違反の是正のための具体的にとるべき措置を命令するもので、拘束力を有する行政命令です。

### 4. 指示内容

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
  - 社内及び施工現場における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。